

(別紙)

くろまぐろ（小型魚）の令和7管理年度における県内融通の 促進に向けた翌管理年度の追加配分の取扱いについて

第1 趣旨

本県に配分されたくろまぐろの都道府県別漁獲可能量を有効に活用するため、千葉県資源管理方針（以下「県方針」という。）及び「くろまぐろに関する令和7管理年度における県内融通に伴う知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱いについて」（以下「県内融通取扱い」という。）に基づき、知事管理区分間の融通を行っている。

県内融通の一層の促進を図るため、この取扱いの定めるところにより、配分量の譲渡を行った管理区分に対し、翌管理年度に追加配分（以下「譲渡メリット」という。）を行うこととする。

第2 譲渡メリットの取扱いについて

くろまぐろ（小型魚）について令和7管理年度に県内融通取扱いに基づき融通が行われた場合は、翌管理年度に以下のとおり追加配分を行うものとする。

- 1 国の繰越等により翌管理年度に農林水産大臣から本県に追加配分があった場合には、次の2及び3に基づき知事管理区分への追加配分を行う。
- 2 令和7管理年度に配分量の譲渡を行った管理区分に対し、当該管理年度の当初配分量の10パーセントを上限に、当該譲渡数量（他の管理区分から譲受した数量を除く。）と等量を配分する。なお、配分量が整数とならない場合は、小数点第2位以下を切り捨てる。
- 3 配分の原資は、県方針ハ4 ウの規定により当初配分比率に応じて配分される以前の追加配分とし、配分の原資が不足した場合は、配分量に応じて按分する。

(参考) 譲渡メリットの配分イメージ

(管理区分Bから管理区分Cに譲渡があった場合)

